

環境目標（２）安全で快適なまちづくり

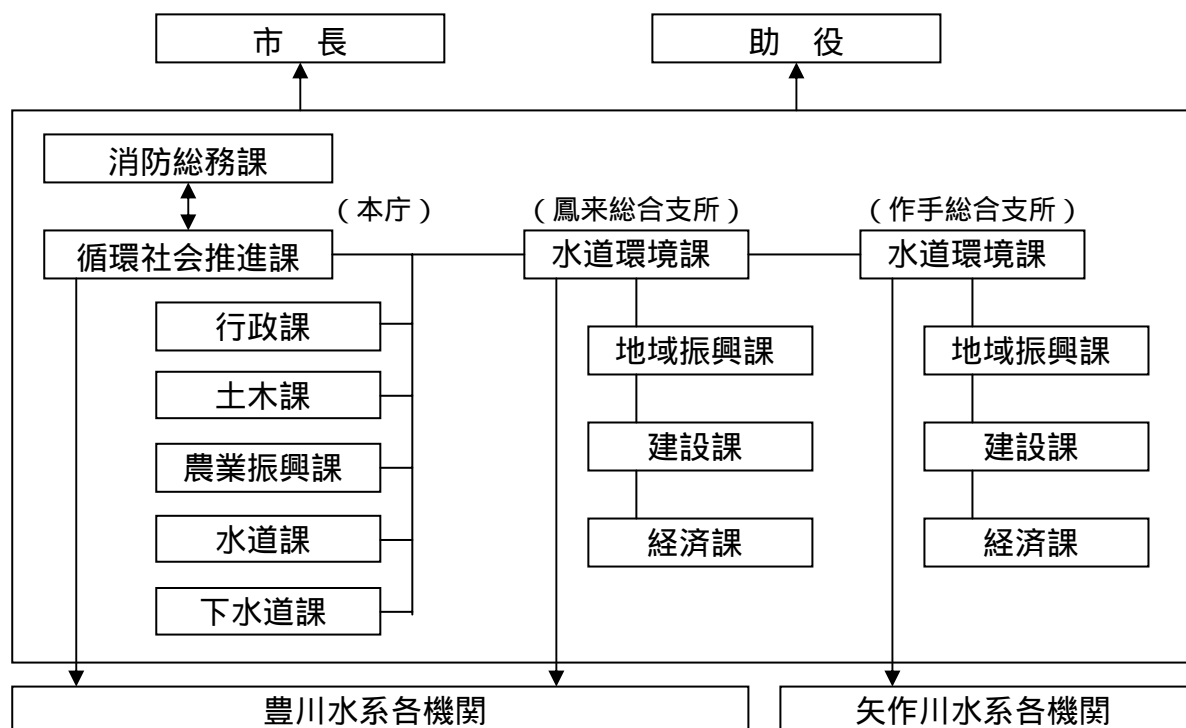
～災害対策と公害の未然防止～

～ 現況 ～

河川水質汚濁緊急対策

市内の河川等における水質汚濁事故発生に伴い、市民及び豊川下流流域の人の健康及び生活環境の保全並びに自然・生態系への影響等に重大な支障をきたさないよう、適切な措置を効果的に進めるため、関係各課相互の連絡調整を図ることを目的とした「新城市河川等水質汚濁緊急対策要綱」並びに「新城市水質汚濁対策連絡会」を設置しました。

【新城市水質汚濁対策連絡会】（平成 18 年 4 月 1 日現在）



騒音・振動・悪臭の防止（循環社会推進課）

【騒音・振動に係る特定施設の届出】

特定施設の設置届出は、騒音規制法及び振動規制法に基づくものは、新城地区のみ該当します。

【騒音・振動に係る特定建設作業の届出】

特定建設作業の届出は、騒音規制法及び振動規制法に基づくものは、新城地区のみ該当します。

【悪臭関係工場等の届出】

悪臭を発生させる工場等は、県民の生活環境の保全等に関する条例により、毎年悪臭物質の排出状況等について届出をすることになっています。

公害防止協定の締結（循環社会推進課・水道環境課）

公害防止協定は、事業活動に伴って生じる公害を防止し、市民の健康保護と生活環境の保全をはかることを目的として締結されるものです。

本市では、現在 49 事業所と締結しています。協定の内容は、公害の防止、事業に伴う排水の水質検査報告と立入検査、事故時の措置、環境の美化などが盛り込まれており、市はこれに基づき締結事業所の公害防止に関する指導・監視に努めています。

また、昭和 40～50 年代に締結していた公害防止協定の見直しを図り、再締結した事業所が増えてきています。

【公害防止協定締結事業所】（平成 18 年 4 月 1 日現在）

公害防止協定締結事業所名	地区	業種
株式会社大紀アルミニウム工業所 新城工場	新城	非鉄金属再生業
横浜ゴム株式会社 新城工場	新城	ゴム製品製造業
バルカーセイキ株式会社	新城	金属製品製造業
株式会社トンボ鉛筆 新城工場	新城	事務用品製造業
コマツハウス株式会社 製造部	新城	鋼鉄製構造物製造業
日本特殊パイプ株式会社	新城	金属製品製造業
株式会社育良精機製作所 愛知新城工場	新城	電気部品加工業
光田屋株式会社	新城	洗濯業
中部鍛工株式会社	新城	鍛造製品製造業
中部工機株式会社	新城	鋼鉄製構造物製造業
サミットアルミ株式会社 新城工場	新城	非鉄金属再生業
共和レザー株式会社 新城工場	新城	車輛用レザー製造業
セツカートン株式会社	新城	ダンボール紙製造業
夏目金網工業株式会社	新城	鋼鉄製構造物製造業
株式会社相原製作所	新城	金属製品製造業
藤光工業株式会社	新城	木材・木製品製造業
新東工業株式会社 新城製作所	新城	一般産業用機械装置製造業
スミリン農産工業株式会社 新城工場	新城	有機培土・肥料製造業
株式会社エヌシーシー・ファクトリー	新城	自動二輪車車関連部品製造業
株式会社イノアックコーポレーション 八名事業所	新城	自動車関連部品製造業
中部丸筒株式会社 新城工場	新城	丸・角紙管製造業
大森木材株式会社 新城工場	新城	建築用木製組立材料製造業
三菱電機株式会社名古屋製作所 新城工場	新城	電動機製造
三井化学クロップライフ株式会社 新城工場	新城	農業薬品製造
イズテック株式会社 新城工場	新城	荷役運搬機械器具製造業
株式会社大仙 新城工場	新城	金属製品製造業
オーエスジー株式会社 新城工場	新城	金属製品製造業
オーエスジー株式会社 八名工場	新城	金属製品製造業

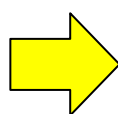
公害防止協定締結事業所名	地区	業種
株式会社イノアックコーポレーション 新城事業所	新城	自動車関連部品製造業
BASF INOAC ポリウレタン株式会社 本社工場	新城	化学工業実験
株式会社シンシロケーブル	新城	電線ケーブル製造業
株式会社新晃製作所 新城工場	新城	工業用パッキン製造
三和工業株式会社	新城	工業用パッキン製造
横浜ゴム株式会社 新城南工場	新城	ゴム製品製造業
三河材流通加工事業協同組合	新城	木材流通
知多産業運輸株式会社	新城	倉庫保管業
株式会社アイセック	新城	家庭科教材製造販売業
宇都宮工業株式会社	新城	住宅部品製造業
源氏肥育組合	鳳来	畜産業
農事組合法人 大平肥育組合	鳳来	畜産業
上吉田肥育牛組合 田中計一	鳳来	畜産業
株式会社 ノーサンファーム鳳来農場	鳳来	畜産業
有限会社 野口畜産	作手	畜産業
水島商会	作手	非鉄金属再生業
株式会社 高木製作所	作手	自動車関連部品製造業
株式会社 つくでカントリークラブ	作手	ゴルフ場
巴牧場	作手	畜産業
有限会社 つくで高原農場	作手	畜産業
オートランド作手アルト	作手	サーキット場

不法投棄対策（循環社会推進課）

本市は、郵便局や新聞販売店の配達員が外務作業中に発見した不法投棄に、市町村が速やかに対処する不法投棄の早期発見・早期対応を目的とした「廃棄物の不法投棄情報の提供に関する覚書」を締結しました。

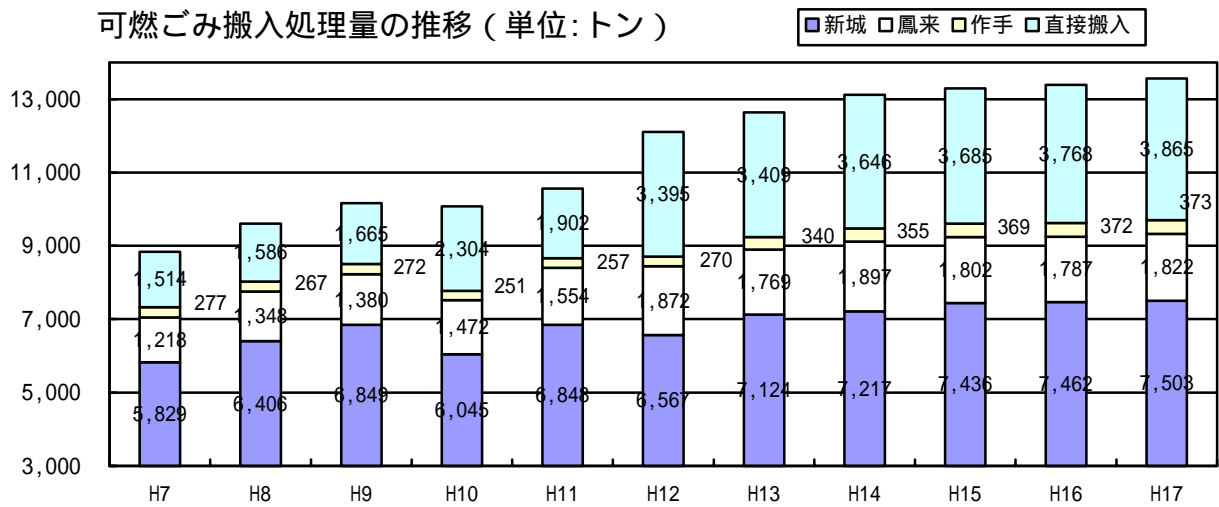
各行政区においても、委嘱した生活環境委員が不法投棄の監視及び通報を行うことを職務として条例に定めたことにより、市民が協力し合い、不法投棄再発防止ネットや林道入り口への門の設置など自分たちの手で不法投棄対策を行う意識が高まっています。

また、不法投棄された場所を間伐材で作成したトーテムポールの作品展示場所にすることで、不法投棄をされない場所に変えていくという取り組み「景観の劇的ビフォーアフター事業」も地元の市民や小学生の協力により行っています。

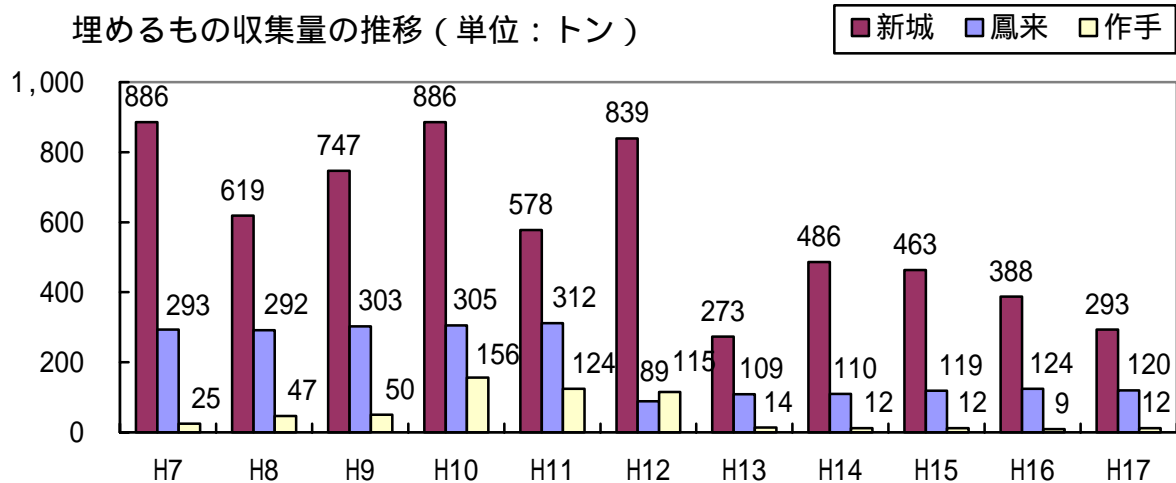


廃棄物処理（循環社会推進課・施設課）

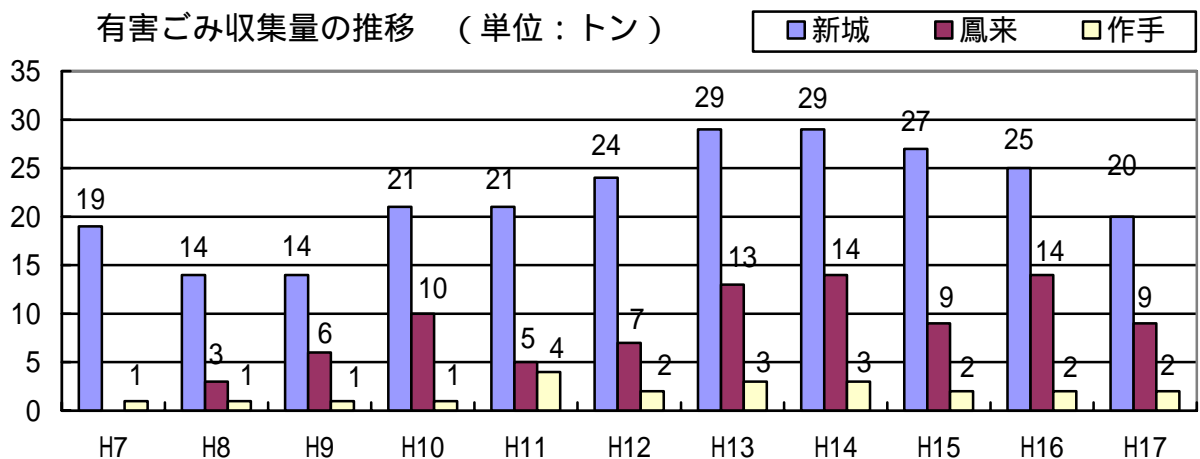
（１）燃やすもの



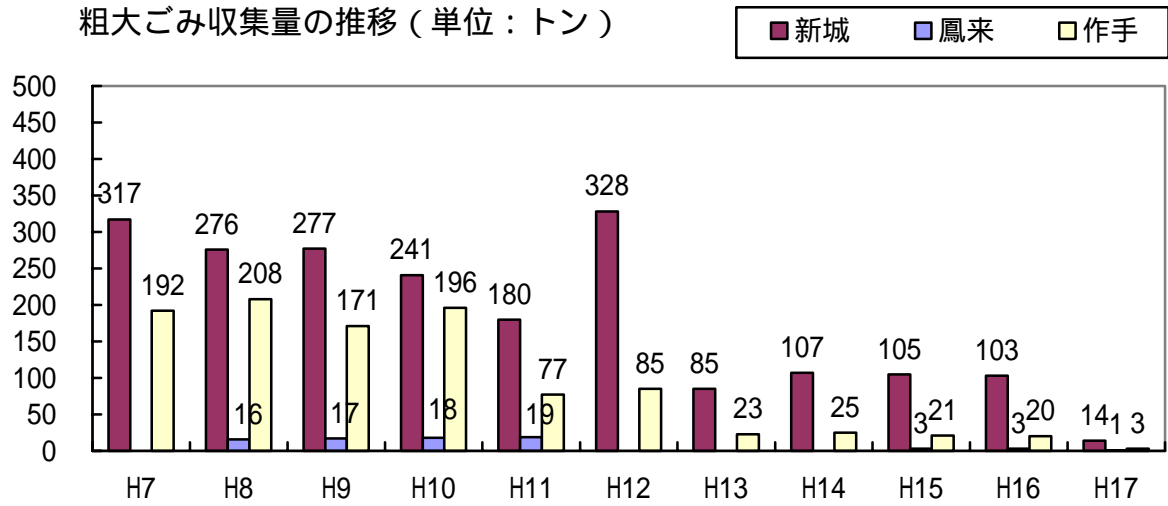
（２）埋めるもの



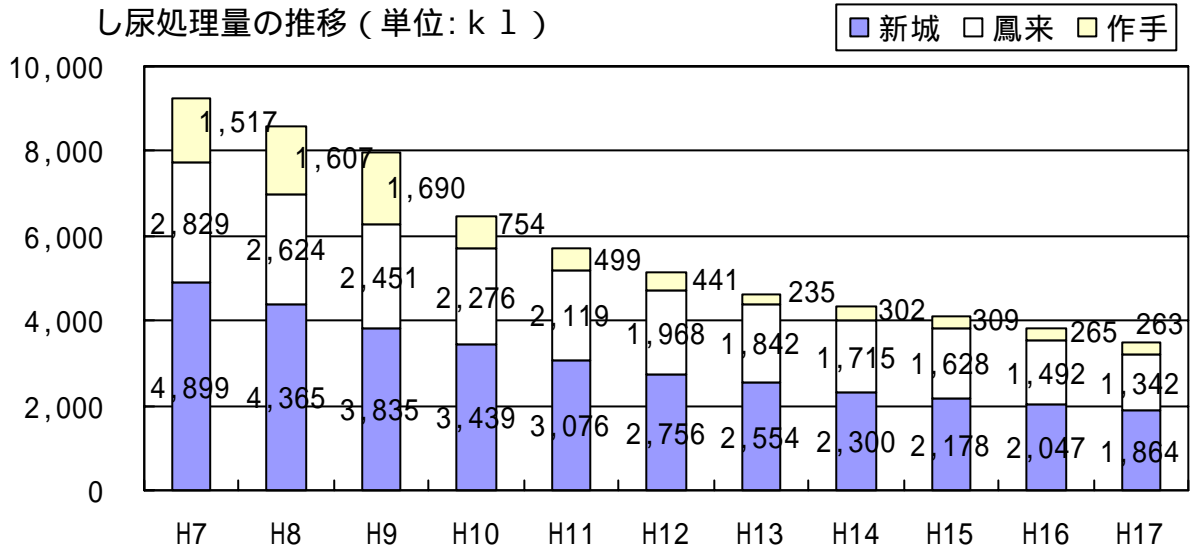
（３）有害なもの



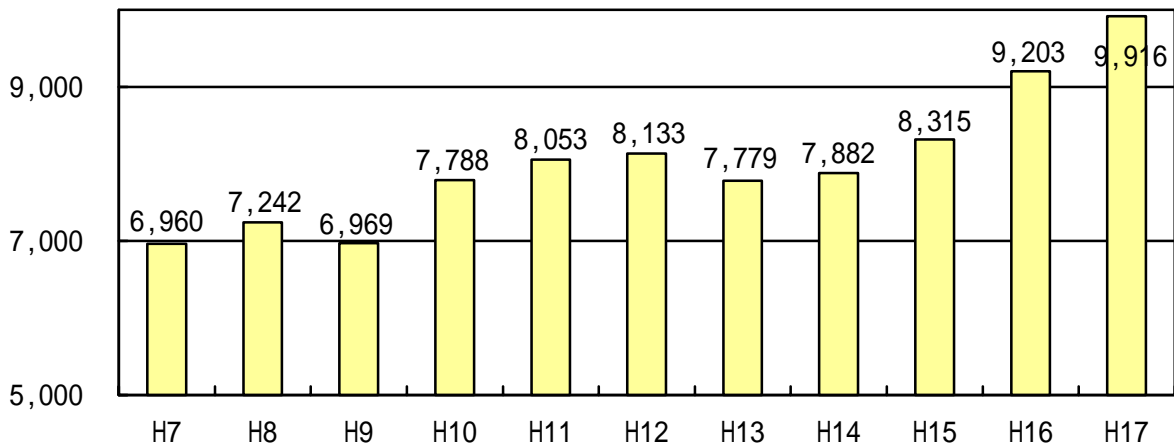
(4) 粗大ごみ



(5) し尿・浄化槽汚泥



浄化槽汚泥処理量の推移 (単位: k l)



埋立施設

新城市鳥原一般廃棄物管理型埋立処分場

所在地		新城市日吉字傳水、南貝津地内
供用開始		平成7年4月 翌年度、自走式破砕機の導入
埋立施設	埋立面積・容量	7,000 m ² 68,000m ³
	埋立構造・工法	準好気性埋立 セル方式
浸出液処理施設	処理能力	40m ³ /日
	処理方式	接触ばつ気 + 凝集沈殿 + 砂ろ過 + 活性炭吸着
	調整槽容量	1,400m ³

新城市七郷一色一般廃棄物管理型埋立処分場

所在地		新城市七郷一色地内
埋立施設	埋立面積・容量	5,600 m ² 30,000m ³
	埋立構造・工法	準好気性埋立 サンドイッチ方式
浸出液処理施設	処理能力	25m ³ /日
	処理方式	生物処理 + 凝集沈殿 + 砂ろ過 + 滅菌処理
	調整槽容量	1,400m ³

新城市作手菅沼一般廃棄物管理型埋立処分場

所在地		新城市作手菅沼字寺ノ入 12-5
埋立施設	埋立面積・容量	7,800 m ² 4,600m ³
	埋立構造・工法	準好気性埋立 サンドイッチ方式
浸出液処理施設	処理能力	15m ³ /日
	処理方式	生物学的脱窒 + 凝集沈殿 + 砂ろ過 + 活性炭吸着 + 消毒
	調整槽容量	330m ³

可燃ごみ焼却施設

新城市クリーンセンター

所在地	新城市日吉字樋田 56
面積	敷地 約 18,354m ² 、建築 約 2,127m ² 、延床 約 3,511m ²
焼却施設	形式：連続燃焼方式（三菱往復動式ストーカ） 能力：30 トン / 24H × 2 炉（60 トン / 日）
排ガス処理方式	ろ過式集じん器（バグフィルタ）方式
切断機	能力：4.5 トン / 5H
建築構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
工期	平成9年12月～平成12年2月
熱エネルギー利用	搬入された可燃ごみを衛生的に完全燃焼させ、発生した熱はボイラにより蒸気として回収し、建物の照明、冷暖房などに利用
ダイオキシン類対策	自動燃焼装置で安定燃焼させることにより発生を抑制。さらに、ダイオキシン類を吸着・除去するために粉末活性炭を使用
排ガス中の有害物質対策	消石灰等の薬品を混合し無害化した上で、高効率の低温ろ過式集じん器により捕集。
排水対策	排水処理施設により処理後、施設内にて再利用。場外への放流はなし。
臭気対策	燃焼用空気として炉内へ供給し、高温で熱分解。
自動省力化	中央制御室において、自動及び遠隔操作により、集中管理。

し尿処理施設

新城清掃センター

名称（所在地）	新城市庭野字向河原 1-1
処理方式	酸化処理（2 段曝気式活性汚泥法）
処理対象人口	38,500 人
処理能力	54 キロリットル/日
竣 工	昭和 49 年 3 月 30 日

生ごみ処理器等設置費補助事業（循環社会推進課・水道環境課）

生ごみ処理器等設置費補助金交付制度

家庭から出る生ごみの減量化対策の一環として、コンポスト化容器または電気生ごみ処理機の設置に対し補助金交付事業を行っています。合併に伴い、それまで各市町村で異なった補助限度額を統一しました。

【生ごみ処理器等設置費補助金交付実績】

年度	地区	設置基数		補助金総額	補助金限度額（1基）	
		コンポスト	電気式		コンポスト	電気式
H9	新城	65 基	48 台	897,400 円	3,000 円	15,000 円
	鳳来	-	-	-	-	-
	作手	33 基	10 台	234,700 円	3,000 円	15,000 円
H10	新城	61 基	56 台	899,000 円	3,000 円	15,000 円
	鳳来	-	-	-	-	-
	作手	30 基	9 台	209,200 円	3,000 円	15,000 円
H11	新城	48 基	35 台	437,000 円	2,000 円	10,000 円
	鳳来	-	10 台	146,250 円	-	15,000 円
	作手	20 基	12 台	232,800 円	3,000 円	15,000 円
H12	新城	24 基	57 台	597,200 円	2,000 円	10,000 円
	鳳来	-	40 台	596,250 円	-	15,000 円
	作手	8 基	7 台	116,800 円	3,000 円	15,000 円
H13	新城	16 基	32 台	345,800 円	2,000 円	10,000 円
	鳳来	-	41 台	586,815 円	-	15,000 円
	作手	11 基	10 台	178,300 円	3,000 円	15,000 円
H14	新城	18 基	16 台	194,900 円	2,000 円	10,000 円
	鳳来	-	51 台	759,780 円	-	15,000 円
	作手	5 基	13 台	274,800 円	3,000 円	20,000 円
H15	新城	10 基	12 台	139,500 円	2,000 円	10,000 円
	鳳来	-	38 台	563,916 円	-	15,000 円
	作手	4 基	5 台	109,900 円	3,000 円	20,000 円
H16	新城	7 基	18 台	194,000 円	2,000 円	10,000 円
	鳳来	-	11 台	161,670 円	-	15,000 円
	作手	4 基	7 台	145,800 円	3,000 円	20,000 円
H17 （合併前）	新城	10 基	8 台	98,500 円	2,000 円	10,000 円
	鳳来	-	6 台	87,085 円	-	15,000 円
	作手	2 基	3 台	66,000 円	3,000 円	20,000 円
（合併後）	新城市	8 基	10 台	158,600 円	2,000 円	15,000 円

平成 17 年度市町村合併により、コンポスト 2,000 円、電気式 15,000 円に統一。

清掃事業の沿革

年度	できごと
S 36	10月31日、新城衛生処理組合し尿処理施設（消化処理 36kl / 日）完成。
S 37	10月31日、新城衛生処理組合ごみ焼却施設（焼却 10t / 日炉）完成。
S 38	4月1日、新城衛生処理組合一般廃棄物処理業務開始。
S 46	4月1日、鳳来町がごみ収集業務開始。
S 47	7月18日、新城衛生処理組合ごみ焼却場完成。
S 48	6月、作手村が危険物収集開始。 7月、鳳来町七郷一色地内に危険物埋立地設置。
S 49	4月、作手村不燃物処理場として善夫埋立地が供用開始。 3月31日、新城衛生処理組合粗大ごみ処理施設（50t / 5h）完成。
S 49	4月1日、新城衛生処理組合と新城公衆衛生施設組合が合併、新城衛生施設組合発足。
S 52	9月、作手村が可燃ごみ収集開始。
S 57	4月8日、新城衛生施設組合し尿脱臭設備完成。
S 58	4月、一般廃棄物収集運搬業務一部委託開始。（新城市）
S 59	4月、鳳来町が危険物の分別収集開始。 7月25日、使用済み乾電池回収事業開始。（新城市）
S 60	3月27日、一般廃棄物矢部埋立処分場完成。（新城市）
S 61	4月、鳳来町が含有害物（乾電池）収集開始。
H 3	作手村が粗大ごみ収集開始。 生ごみ処理器（コンポスト）設置費補助金交付開始。（新城市）
H 4	新城市役所に環境課設立。（環境整備係・資源リサイクル係） 新城市が常設の埋立ごみコンテナの撤去開始。（月1回の回収開始。）
H 5	使用済み乾電池を有害ごみとし、月1回の回収とする。（新城市） 商工会雑貨卸業組合が新城市ごみ袋販売事業協同組合を設立。 生ごみ処理器（コンポスト）設置費補助金交付開始。（作手村）
H 6	各地区年3回の不燃性粗大ごみの無料収集制度開始。（新城市） 5月1日、新城市が半透明、記名方式の可燃ごみ指定袋を導入。 （移行期間同年8月31日）9月1日、可燃ごみの指定袋制完全実施。
H 7	新城広域事務組合発足。 新城市一般廃棄物最終処分場供用開始。（鳥原地内） 不燃性粗大ごみの収集を年4回とする。（新城市） 電気生ごみ処理機の設置費補助を開始。（新城市）
H 8	電気生ごみ処理機のモニター制度実施。（新城市） 鳳来町一般廃棄物管理型埋立処分地施設（七郷一色）の供用開始。 新城市一般廃棄物最終処分場に自走式破砕機を導入。 新城市がフロン回収の試験的实施。（愛知県家電品協会より無償提供）
H 9	老人世帯を対象とした粗大ごみの戸別収集制度開始。（新城市） 電気生ごみ処理機の設置費補助を開始。（作手村）
H 11	電気生ごみ処理機の設置費補助を開始。（鳳来町） 新城広域クリーンセンター供用開始。
H 12	4月、新城市内全地区で可燃ごみの週2回収集開始。 4月、鳳来町が廃蛍光管の収集を開始。 3月、粗大ごみ無料収集廃止に伴う特別収集実施。（新城市）
H 13	年4回の粗大ごみ無料収集廃止。（新城市） 粗大ごみ有料戸別収集開始。（新城市） 家電リサイクル法施行に伴う家電4品目の収集運搬開始。（新城市） 新城市一般廃棄物最終処分場の一般搬入日を毎週火・水・木曜日に変更。 作手村一般廃棄物最終処分場（菅沼地内）供用開始。
H 17	新城市一般廃棄物最終処分場への第4日曜日の一般搬入受入開始。 10月1日、新城市、鳳来町、作手村が市町村合併。

棚田（千枚田）の保全・再生事業

自然環境をそのまま活かした古き良き日本の原風景ともいべき棚田が、人口の過疎・高齢化、人工林への転用・耕作放棄により消えていこうとしています。

明治 37 年、20 日あまりも続いた大雨による山津波で、多くの犠牲者を出すという大惨事がありました。その後、何年もかけて荒地を田に変えたのが今の四谷千枚田です。あぜや石垣で、大雨による土壌浸食を防ぎ、またその保水機能によって調整池の役割を果たし、水が一気に流水するのを抑える災害機能を備えています。

日本の棚田百選にも選ばれている四谷千枚田は、実際には 1,296 枚あり、現在、市民運動と市役所職員の「四谷千枚田再生小作人プロジェクト」による復田の取り組みが行われています。

これまでに、延べ 500 人が作業に参加し、棚田 15 枚、約 1,000 m²を復田しました。



【鞍掛山麓千枚田保存会】

平成 9 年に農家の有志が集まり、「鞍掛山麓千枚田保存会」は発足しました。

石垣やあぜの補修・保全、田の岩除き、稲作の復興など生産性を高め地域の活性化に寄与していけるよう、力と知恵を出し合っています。

【全国棚田（千枚田）連絡協議会】

全国棚田（千枚田）連絡協議会は、日本の農業の歴史的文化遺産、資源として、知恵を学び、環境保全、国土保全と農村文化を考えていこうと、平成 7 年 9 月に設立されました。自治体会員は、新城市のほか 58 の自治体が加盟しています。

平成 17 年 9 月には「第 11 回全国棚田(千枚田)サミット」が旧鳳来町で開催されました。平成 11 年に農林水産省の「日本の棚田百選」に選定されている四谷千枚田は、中山間地の棚田を多様な視点でとらえ、都市住民との交流で理解を深めてもらい、地域の活性化につなげたいという町の取り組みが評価され棚田サミットの開催という運びとなりました。

サミットは、「緑と水と心のオアシス」をテーマとして、地元四谷の連谷小学校の児童が、日ごろ取り組んでいる活動を「私たちの千枚田」として事例発表したほか、千枚田の絵画コンクール表彰式などが行われました。



第 11 回全国棚田サミットポスター
鳳来地区出身の西川勝也さん考案

キーワード 清らかな水

施策の目標 生活排水対策

評価

公共下水道の普及を図るとともに農業集落排水事業の推進および合併処理浄化槽の普及を促進します。また、メタン発酵などバイオマスの有効利用の研究とその普及を促進します。

施策項目

公共下水道の普及促進

公共下水道整備事業（下水道課）

施設整備 公共下水道管渠整備（1998年 158.2ha 2006年 302.5ha）

接続状況 公共下水道接続人口平成 17年度末 11,665人

課題・問題点等

人口減少、少子高齢化等の社会状況の変化並びに、厳しい財政状況下で今後、コスト縮減を図りつつ早急且つ効率的に整備を進めて行くこととなるが、その上での整備手法の選択。

次年度以降の展開

平成 19 年度において、市街化区域の整備をおおむね終える。その後、未整備となっている市街化調整区域の整備を他事業との連携を図りながら効率的に進めて行く。

施策項目

農業集落排水事業の推進

農業集落排水施設整備事業（下水道課）

塩沢地区 管路工事 2,988.5m 処理場建設工事（下部工） 1式

巴地区 管路工事 6,114.0m

開成地区 管路工事 574.0m

【水洗化率】（定住供用人口 ÷ 定住人口）

八名井地区 92.3% 吉川地区 81.1% 巢山地区 100.0%

名号地区 96.2% 作手地区 92.2% 作手 2 期地区 99.3%

開成地区 85.8%

課題・問題点等

汚水管接続にはトイレの改造、宅内配管等に多額の費用が掛かるため、特に高齢者世帯で未接続となっていることから、排水設備資金斡旋利子補給金など、助成制度を有効に活用し水洗化率向上を図る。

次年度以降の展開

整備事業実施中の地区については、完了を目指し計画的に推進し、地区内の水洗化を早期に実現する。また、新規計画地区については、全県域污水適正処理構想に基づき、効率的に事業を展開して行く。

施策項目

合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽設置費補助金制度（下水道課）

浄化槽の普及促進に寄与するため、この合併処理浄化槽を設置する市民に対し補助金を交付するものです。

平成 2 年度からこの補助金制度を実施してきました。

（平成 17 年度までの設置基数 1,401 基）

補助金額	5人槽	7人槽	10人槽
新城地区	258千円	300千円	378千円
鳳来地区	354千円	411千円	519千円
作手地区	494千円	730千円	1,194千円

【合併処理浄化槽設置費補助実績】

平成17年度補助基数107基（新城地区27基、鳳来地区70基、作手地区10基）

課題・問題点等	次年度以降の展開
<p>市町村合併により新城地区、鳳来地区、作手地区それぞれ補助金額と対象が相違しているため、早期に統一する必要がある。（平成19年度から統一する）</p> <p>全県域汚水適正処理構想の個別処理区域で整備すべき浄化槽が4,000基以上と膨大であるため、今後、浄化槽市町村設置推進事業と組み合わせて事業展開をしていかざるをえないが、双方の事業を同時に行っていこうとする場合、財源確保が課題となる。</p>	<p>合併処理浄化槽設置に対する補助制度を継続し、浄化槽による汚水処理の拡大に努める。</p> <p>平成18年度予算基数104基</p> <p>新城地区33基 鳳来地区61基 作手地区10基</p>

施策の目標 河川等の水質保全 評価

東三河をうるおす豊川の中流域にあたり、下流地域あるいは未来に向けて良好な水質・水量を維持するため、水脈や流域を観点に谷頭部の森林や谷戸及び湧水池を保全し、その責務を果たしていきます。

施策項目

河川・池沼などの水質保全

河川水質調査（循環社会推進課・水道環境課）

本市は、東三河を流れる豊川に注ぐ27河川、西三河を流れる矢作川に注ぐ1河川において定期的に河川水質調査を実施しています。

- ・新城地区 豊川水系13河川13か所
- ・鳳来地区 豊川水系14河川15か所
- ・作手地区 豊川水系3河川及び矢作川水系1河川の4か所

【河川水質調査結果】（平成17年度 市町村合併後）

河川名	調査日	水温	PH	DO	BOD	SS	大腸菌郡数
錦砂川	18.2.28	11.5	7.4	10.6	1.4	1	79
五反田川	18.2.28	11.5	7.1	9.8	2.0	3	49
大宮川	18.2.28	9.5	7.6	10.9	0.9	1	280
半場川	18.2.28	10.0	7.4	10.2	2.8	3	3,300
沖野川	18.2.28	8.0	7.2	8.4	2.7	1	7,900
田町川	18.2.28	18.0	7.6	14.0	1.2	1	790
幽玄川上流	18.2.28	10.0	7.1	8.4	5.2	3	9,200
幽玄川中流	18.2.28	10.0	7.1	8.3	7.7	1	2,300
幽玄川下流	18.2.28	9.5	7.1	9.0	5.2	<1	3300
野田川	18.2.28	11.0	7.2	11.1	3.9	<1	4,900
杉川	18.2.28	10.0	6.9	14.7	1.7	<1	100
深沢川	18.2.28	7.0	7.9	18.0	<0.5	<1	2
大入川	18.2.28	7.5	7.5	16.9	2.0	<1	170

【河川水質調査結果】(平成 17 年度 市町村合併後)

河川名	調査日	水温	P H	D O	B O D	S S	大腸菌郡数
原川	18.2.28	8.0	6.9	11.7	1.2	< 1	9,200
宇利川	18.2.28	9.0	7.0	15.9	1.3	< 1	330
新戸川	17.12.13	4.0	7.5	11.9	2.3	< 1	110
黄柳川	17.12.13	5.0	7.6	12.8	2.4	1	490
真立川	17.12.13	4.0	7.5	12.8	1.9	< 1	49
阿寺川	17.12.13	3.0	7.5	13.5	1.5	< 1	2
槇原川	17.12.13	5.0	7.2	13.2	1.8	< 1	3,500
大津谷川	17.12.13	4.0	7.1	11.7	2.2	< 1	5
宇連川	17.12.13	10.0	7.3	11.5	2.4	< 1	13
大島川下流	17.12.13	8.0	7.4	12.4	1.9	< 1	23
大島川上流	17.12.14	7.0	7.4	12.0	3.3	< 1	1,100
分野川	17.12.14	5.0	7.0	12.2	3.8	< 1	170
谷川	17.12.14	4.0	7.1	13.4	1.9	< 1	8
巴川	17.12.14	4.0	7.3	14.1	2.3	< 1	17
海老川	17.12.14	4.0	7.4	13.8	2.8	< 1	130
音為川	17.12.14	4.0	7.3	13.4	2.2	13	110
大井川下流	17.12.14	5.0	7.5	12.4	2.6	< 1	1,700
小滝川	17.11.16	9.0	7.1	11.0	0.6	< 1	46
	18.2.8	4.5	7.1	11.8	1.1	< 1	33
巴川	17.11.16	7.0	7.1	10.7	1.5	< 1	170
(矢作川水系)	18.2.8	4.0	7.2	12.4	< 0.5	< 1	240
岩波川	17.11.16	11.0	7.0	10.6	1.1	< 1	79
	18.2.8	6.0	7.3	11.3	< 0.5	< 1	350
巴川	17.11.16	11.0	7.4	10.7	1.9	< 1	23
(豊川水系)	18.2.8	6.0	7.5	11.6	2.5	< 1	23

課題・問題点等

次年度以降の展開

本市は豊川、矢作川水系の上流域に位置しており、支流の水質保持は市内及び下流域の住民の生活環境の保全に強く関わるものである。

対象河川は住民生活と密接に関係する主要河川であり、水質汚濁防止と周辺環境の保全を図るため、引き続き定期的に検査を実施し状況把握に努める。

キーワード 公害を未然に防ぐまち

施策の目標 公害対策

評価

わたしたちの生活に不愉快な状況をもたらす悪臭や害虫などについても未然に防止するよう努めます。また、新たな公害に対しては法令などに基づく規制・指導や土地利用の適正化促進とライフスタイルの点検に努めます。

施策項目

公害対策

公害等苦情処理(循環社会推進課・水道環境課)

平成 17 年度の公害・苦情等の申し出件数は 154 件ありました。件数の内訳は、不法投棄が一番多く 75 件、次いで蜂・ハエ等害虫の発生に関するものが 30 件、野焼きに伴う大気汚染が 8 件でした。

油の流出等による水質汚濁に関するものは 7 件あり、豊川や矢作川の上流域としてのすばやい対応を行う体制の強化が求められます。

【公害・苦情等発生件数】(平成17年度)

公害苦情の種類		件数	公害苦情の種類		件数
典型 7 公害	大気汚染(野焼き)	8	典型 7 公害 以外	不法投棄	75
	水質汚濁	7		雑草の繁茂	8
	土壌汚染			害虫等の発生	30
	騒音	1		ごみの散乱	2
	振動			放置自動車	1
	地盤沈下			その他	6
	悪臭	16			
計		32	計		122

課題・問題点等

次年度以降の展開

市民の生活様式が多様化し、公害苦情の内容が複雑化する傾向にある。

迅速な対応ができるよう課内の体制を整え、関係機関と連携し、被害拡大の防止、原因の特定、再発防止に努める。

キーワード 静かなまち

施策の目標 生活騒音の防止

評価

生活騒音に対しては、苦情に速やかに対応するとともに家庭用機器の騒音防止や防音建材の使用促進などの指導と地域ぐるみのルールを進めモラルの向上を図ります。また、都市計画法の用途地域見直しなどを活用しながら土地利用の適正化を進めます。

施策項目

建設作業での騒音・振動対策の強化

特定建設作業の届出管理(循環社会推進課)

特定建設作業の届出は、騒音規制法及び振動規制法に基づくものは、新城地区のみ該当します。

【騒音に係る特定建設作業届出件数】(平成17年度)

騒音に係る作業	騒音規制法に基づく作業届出数			県条例に基づく作業届出数		
	新城	鳳来	作手	新城	鳳来	作手
1. くい打機等を使用する作業		-	-	-	1	
2. びょう打機を使用する作業		-	-	-		
3. さく岩機を使用する作業	11	-	-	-	20	
4. 空気圧縮機を使用する作業	20	-	-	-	19	1
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業		-	-	-		
6. バックホウを使用する作業	71	-	-	-		51
7. トラクターショベルを使用する作業		-	-	-		
8. ブルドーザーを使用する作業	34	-	-	-		10
9. 建造物を動力・火薬等で解体・破壊する作業	-	-	-		35	
10. コンクリートミキサー等を使用する作業	-	-	-	98	62	49
11. コンクリートカッターを使用する作業	-	-	-	43	27	1
12. 整地又は掘削の作業	-	-	-	103	62	61
13. ロードローラー等を使用する作業	-	-	-	239	58	67
合計	136	-	-	483	284	240

【振動に係る特定建設作業届出件数】(平成17年度)

振動に係る作業	振動規制法に基づく作業届出数			県条例に基づく作業届出数		
	新城	鳳来	作手	新城	鳳来	作手
1. くい打機等を使用する作業	5	-	-	-	1	
2. 鋼球を使用して破壊する作業		-	-	-		
3. 舗装版破砕機を使用する作業	6	-	-	-		
4. プレーカーを使用する作業	31	-	-	-	22	17
合計	42	-	-	-	23	17

課題・問題点等	次年度以降の展開
市民の生活環境保全と健康保護を図るよう、事業者に対し適切に届出手続きを行い、公害の発生予防の啓発・指導が必要である。	届出等に不備がある場合には指導し、以後、適切な手続き、工事が行えるよう促す。

施策の目標 工場・事業所対策 評価

工場・事業所からの騒音・振動を抑制するため監視・指導を強化します。また、騒音・振動の防止対策の意識啓発に努めます。なお、自主規制や緩衝緑地帯設置などの対策をとるよう融資制度の創設を検討します。

施策項目

監視・指導の強化

特定施設の設置届出(循環社会推進課)

特定施設の設置届出は、騒音規制法及び振動規制法に基づくものは、新城地区のみ該当します。

【騒音に係る特定施設の届出施設数状況】(平成17年度)

施設の種類	騒音規制法に基づく届出総施設数			県条例に基づく届出総施設数		
	新城	鳳来	作手	新城	鳳来	作手
1. 金属加工機械	125	-	-	191		
2. 空気圧縮機械等	296	-	-	404		
3. 土石用破砕機等	2	-	-	11		1
4. 織機	6	-	-			
5. 建設用資材製造機械	2	-	-	6		1
6. 穀物用製粉機	61	-	-			
7. 木材加工機械	35	-	-	42		
8. 抄紙機		-	-			
9. 印刷機械	9	-	-	5		
10. 合成樹脂用射出成形機	21	-	-	11		
11. 鋳型製造機	9	-	-			
12. ディーゼル・ガソリンエンジン	-	-	-	54		1
13. 送風機及び排風機	-	-	-	262		6
14. 走行クレーン	-	-	-	9		
15. 洗びん機	-	-	-			
16. 真空ポンプ	-	-	-	14		
施設の合計	566	-	-	1,009	0	9
工場の実数	86	-	-	119	0	7

【振動に係る特定施設の届出施設数状況】(平成17年度)

施設の種類	振動規制法に基づく 届出総施設数			県条例に基づく 届出総施設数		
	新城	鳳来	作手	新城	鳳来	作手
1. 金属加工機械	205	-	-	134		
2. 圧縮機及び冷凍機	163	-	-	473		
3. 土石用破砕機等	8	-	-	15		
4. 織機		-	-	12		
5. コンクリートブロックマシン等	4	-	-	1		1
6. 木材加工機械	4	-	-			
7. 印刷機械	6	-	-	1		
8. ゴム練用ロール機等	19	-	-	4		
9. 合成樹脂用射出成形機	26	-	-	11		
10. 鋳型製造機	9	-	-			
11. 穀物用製粉機	-	-	-			
12. ディーゼル・ガソリンエンジン	-	-	-	56		1
13. 送風機及び排風機	-	-	-	375		7
合計	444	-	-	1,082	0	9
工場の実数	54	-	-	103	0	7

課題・問題点等	次年度以降の展開
市民の生活環境保全と健康保護を図るよう、事業所に対し適切に届出手続きを行い、公害の発生予防の啓発・指導が必要である。	各事業所の施設の設置状況を適切に把握し、公害発生時には迅速に対応できる体制を整える。

キーワード 清潔で美しいまち

施策の目標 ごみ処理対策の強化

評価

都市の清潔さと美しさを維持するよう、ごみのないまちづくりを一層進めます。そのため、現在の分別収集をさらに充実し、処理が困難なものについて対策を研究するとともに空き缶などのポイ捨て防止対策を進めます。

施策項目

ポイ捨てごみ防止対策

【出前授業の実施】(循環社会推進課)

不法投棄(ポイ捨て)の調査と防止対策を学習している千郷小学校5年生のクラスで担当職員が出前授業を行い、ポイ捨て防止の意義や防止策等を説明し、生徒の学習の協力をしました。

授業では、実際に川田地内の投棄現場でごみ拾いを行い、再びポイ捨てをされないよう手作りの看板を設置しました。授業を受けた生徒は、投棄現場の現状を知り、自らごみ拾いを体験することで、不法投棄防止と環境美化への意識の高揚が図られました。

課題・問題点等	次年度以降の展開
市域が広範であること、市内外から投棄されること、監視のできない夜間に投棄されること等、看板設置のみでは投棄防止に十分に対応できない。	不法投棄の未然防止のため、市民と協力し投棄されやすい箇所の清掃、看板設置を行う。また、悪質な事例には関係機関と連携し投棄者の特定や指導を行う。

分別収集の充実

廃棄物収集処理（循環社会推進課）

廃棄物収集体制は、現在、市町村合併前の体制で行っています。市町村合併に関係なく、毎日ごみは排出されます。当面は、確実に収集することを最優先に考え、これまでの収集体制で収集業務を行い、収集業務を行いながら一番良い方法で収集ができるよう調整を図ります。

【廃棄物収集処理委託状況】（平成 17 年度）

種 類	収集回数	委託契約名	委託料
燃やすもの	新城は週 2 回、鳳来・作手は週 1 回	廃棄物収集業務委託料	44,090,768 円
埋めるもの	全地区において月 1 回	埋立ごみ分別作業委託料	1,952,160 円
有害なもの	全地区において月 1 回	廃乾電池処理委託料	3,812,652 円
粗大ごみ	週 1 回の戸別収集（有料）	粗大ごみ収集処理委託料	1,313,409 円
計			51,168,989 円

課題・問題点等	次年度以降の展開
合併以降も、旧市町村の委託契約に基づき収集処理事業を実施しているため、早期に新市として統一した収集体制を構築する必要がある。	市内全域を対象に、収集回数の統一、効率的な収集ルート等の収集体制の検討を行う。併せて、委託契約についても経済性を考慮し見直しを行う。

施 策 項 目

ごみ減量化と最終処分場の有効利用

【自走式破砕機の導入】（循環社会推進課）

平成 7 年度から新城市鳥原一般廃棄物最終処分場の供用開始した翌年度には、自走式破砕機を導入しました。

月 1 回の資源回収時に分別して排出された後、不燃ごみとして持ち込まれたものは、手作業による再分別を行います。

さらに自走式破砕機で細かく破砕することにより、埋めるものの減容化を図り、最終処分場をできるだけ長く使用します。これにより、終了予定年度を大幅に延長できる見込みとなりました。



自走式破砕機

【埋立処分の状況】（平成 17 年度末現在）

地 区	埋立開始年度	予定容量	埋立量	残余容量
鳥原	1995	68,000m ³	14,500m ³	53,500m ³
七郷一色	1996	30,000m ³	6,811m ³	23,189m ³
作手菅沼	2001	4,600m ³	52m ³	4,548m ³

課題・問題点等	次年度以降の展開
処分場確保が困難な現状においては、既存の 3 施設を計画的に使用し、施設の延命化を図る必要がある。また周辺環境に影響のないよう施設の維持管理に努めなければならない。	直接埋立している鳳来地区の不燃ごみを分別・破砕し、埋立物の減量、混入する資源の再生利用を図る。3 つの施設を保有することになるため、経済性も考慮し、計画的な施設運用を行う。

都市基盤整備にあたっては、景観を障害する物をなくすとともに市民の景観意識の高揚にも努めます。また、人と自然が調和する田園部についても景観の保全に努めます。

施策項目

田園部の景観保全

【上島田地区棚田の復田】(経済課)

ほうらい西グリーンツーリズム活動の稲作体験の活動地として、職員と市民の協働で復田作業を実施しました。平成 17 年度は、5 枚、約 600 m²を復田し、都市部住民との交流事業を実施しました。

【交流事業の実績】

6 組 28 名が参加 (年間 5~6 回)

参加に伴う費用 1 区画 (約 100 m²) 30,000 円 / 年

わずかであるが、地元市民の労働対価として雇用機会の創出。

課題・問題点等

次年度以降の展開

都市部住民との交流のさらなる活発化。

活動 P R の促進。